

427-2 相続財産管理人の選任に関する申出

事務手順	取 扱 要 領
①受付	<p>○ 相続財産管理人から相続財産管理人の選任等に関する申し出とともに、記名国債証券の元利金の支払請求等（買上償還にかかる請求を除く。）を受けたときは、相続財産管理人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本および相続財産管理人の本人確認書類を提出させて、記名国債証券印鑑票の書換えを行ったうえで、元利金の支払請求等に応じることになる。この場合、当該相続財産管理人に本人確認書類の写しを作成する旨を伝えるほか、相続財産管理人から相続財産管理人の選任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本の返却希望があった場合は、正本の写しを作成し、これに「正本と照合済」の旨と日付を記入、取扱者が押印したうえで写しを保管する。</p> <p>⇒ 419の2参照・本人確認書類 * 相続財産管理人の交代のときは、相続財産管理人の改任にかかる家庭裁判所の審判書の謄本および新相続財産管理人の本人確認書類を提出させる。 ⇒ 買上償還にかかる請求のとき・631参照</p> <p>● 当該相続財産管理人が管理する記名国債証券について、元利金支払請求のほか各種の請求（記名変更請求を除く。）にも応じてよい。この場合、請求書等の請求者欄等には後記③の手続きで印鑑票に記載させた相続財産管理人の住所・資格・氏名を記載させる。</p> <p>* 相続財産管理人への記名変更請求には応じることができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">引揚者特別交付金国庫債券 慰 労 金 国 庫 債 券 の 時 刻 特別葬祭給付金国庫債券</p> <p>引揚者特別交付金国庫債券・慰労金国庫債券・特別葬祭給付金国庫債券のときは、他の記名国債証券と異なり、消滅時効（時効期間10年）の適用があるので、特殊事例610を参照のうえ取扱うこと。</p> </div> <p>○ 自店備付けの印鑑票から、当該相続財産管理人が管理する記名国債証券にかかる印鑑票を抜き出す。</p>
②審査	<p>○ 提出された必要書類について、次のことを確かめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要書類が整っているか ● 審判書の謄本に記載されている被相続人の氏名が、印鑑票に記載されている記名者の氏名と一致しているか

③印鑑票の書換え
など

● 審判書の謄本に記載されている相続財産管理人の住所、氏名が、本人確認書類と一致しているか

○ 提出された本人確認書類の写しを1部作成する。

* 提出された本人確認書類が個人番号カードである場合には、写しの作成は表面のみとすること。同カード裏面に記載されている個人番号の書き写しや、個人番号記載部分のコピーをしてはならない。また、提出された本人確認書類が国民年金手帳であってその写しを作成する場合には、基礎年金番号部分をマスキングする。

○ 記名者の記載はそのままとする。

○ 印鑑票の予備欄（予備欄がないときは余白）に、相続財産管理人の住所・資格（何某（記名者の氏名）の相続財産管理人）・氏名を記載させ、届出印の押印を受ける。

* 相続財産管理人交代により印鑑票の記載事項を変更するときは、次の方法で書換える。

① 現相続財産管理人にかかる記載事項に2条の線（印鑑のときは交差する線）を引く。

② 予備欄（予備欄がないときは余白）に新相続財産管理人の住所・資格・氏名を記載させ、届出印の押印を受ける。

なお、遺族国庫債券のときは、現相続財産管理人にかかる記載事項と同じ欄の余白（現相続財産管理人にかかる記載事項欄に余白がないときは欄外余白）に記載させ、届出印の押印を受ける。

印鑑票に変更後の事項を記載・押印する予備欄・余白がないときは、印鑑票更新の手続をすることとなる。

⇒ 628-1 参照・印鑑票の更新

③ 現相続財産管理人にかかる記載事項と同じ欄の余白に「〇年〇月〇日変更〇〇銀行〇〇支店」と表示する。

なお、遺族国庫債券のときは、欄外余白に上記表示をするほか、変更事項が明らかになるようその旨を記載する。

○ 本人確認書類を相続財産管理人に返す。

④審判書の謄本な
どの保管

○ 審判書の謄本および本人確認書類の写しは印鑑票に添付して保管する。